

平成 18 年 6 月 16 日

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

### 弊社に対する金融庁の行政処分について

本年 6 月 8 日、弊社の業務に関し、証券取引等監視委員会から金融庁に対し行政処分を求める勧告が行われましたが、本日、弊社は、金融庁より、投資信託及び投資法人に関する法律第 40 条第 1 項に基づき、業務改善命令を受けました。このような事態に至りましたことに関しまして、お客様、関係各方面に多大なご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

業務改善命令の内容は以下となります。

- (1) 投資信託の取得申込みに際して、投資者間の公平性を欠く処理となった事実関係を明らかにするとともに、当該処理に係る経営陣の関与や投資信託販売会社との関係を含めた業務運営上の問題点を明確にしたうえで、実効性ある再発防止策を策定すること。
- (2) 上記の事態が生じたことについて、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。

弊社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、今後は、再発防止策を早急に策定し、金融庁に提出する予定です。

なお、このたびの業務改善命令は、弊社の投資信託及び投資一任契約に係る運用業務に影響を及ぼすものではございません。

以上